

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館条例の一部を改正する条例 【解 説】 ○ 公布した条例の解説		目 次		岡山県公報	
		担当課（室）		発行 岡山県	
					
保健福祉課				目 次	
総務学事課					
				担当課（室）	

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表中

七〇八会議室	一、二三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円
七〇九会議室	一、二三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円

を

七〇八会議室	一、二三〇円	一、六四〇円	三、二九〇円
--------	--------	--------	--------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解 説)

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について
地域福祉を推進するため、福祉関係団体に活動の拠点として提供することに伴い、会議室の一部を廃止したものである。